

令和元年第4回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和元年12月26日（木）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合
3. 開 会 令和元年12月26日午前10時
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 議席の指定について
 - 日程第2 会議録署名議員の指名について
 - 日程第3 会期の決定について
 - 日程第4 代表理事挨拶
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案第15号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第7 議案第16号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
 - 日程第8 議案第17号 有明広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
 - 日程第9 議案第18号 有明広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
 - 日程第10 議案第19号 有明広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第20号 有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第12 議案第21号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第13 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和元年12月26日午前11時48分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
副 代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	総 務 課 長	松 野 成 剛
	業 務 管 理 課 長	栗 原 寿 一
	総 務 課 審 議 員	城 戸 正 令
	業 務 管 理 課 審 議 員	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 CP5 施 設 長	福 島 力 男
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	徳 永 惣 一
消 防 本 部	消 防 長	吉 田 耕 之
	次 長 (総 務 課 長 ・ 庁 舎 建 設 担 当)	杉 本 幸 広
	次 長 (危 機 管 理 ・ 人 事 教 養 担 当)	田 尻 真 澄
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	玉 名 消 防 署 長	吉 永 浩 敏
	予 防 課 長	霜 上 達 也
	荒 尾 消 防 署 長	堀 幸 夫
	審 議 員 兼 企 画 財 政 係 長	村 上 博 恭
	審 議 員 兼 建 設 室 長	村 上 和 浩

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	木 村 誠 一
2 番	鶴 田 賢 了
3 番	野 田 ゆ み
4 番	菰 田 正 也
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一 瀬 重 隆
7 番	赤 松 英 康
8 番	西 川 裕 文
9 番	江 田 計 司
10 番	松 田 幸 二
11 番	大 城 戸 廣 澄
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
14 番	宮 本 哲 太 郎
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍 之 介

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	中 村 淳 児
記録	山 邊 絵 莉 子

開会（午前10時00分）

議長 ただいまから、令和元年第4回有明広域行政事務組合 議会定例会を開催し、日程に従い会議を開きます。

日程第1、議席の指定について。玉名市選出の議員の議席の指定を行います。8番 西川議員。以上のおとり議席を指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名について。7番 赤松議員、12番 杉村議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第3、会期の決定について。お諮りいたします。会期は本日12月26日の1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日12月26日の1日限りと決定いたしました。

日程第4、代表理事挨拶をお願いします。前田代表理事。

前田代表理事 みなさん、おはようございます。本日は、令和元年 第4回組合議会 定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、年末の大変お忙しい中に、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。皆様方には、平素から当組合の運営につきまして、格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、併せて深く感謝を申し上げる次第でございます。さて、元号が平成から令和に変わった節目の年も、残すところ後わずかとなりました。この1年、議員各位には、組合運営に際し、慎重なるご審議を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。さて、本年を振り返りますと、自然災害により甚大な被害が多発した年でありました。被害を受けられた皆さま及び関係者の方々に謹んでお見舞い申し上げます。我々としても防災に対する認識の強化を一層深め日々の業務にまい進する所存でございます。それでは、本定例会に上程申し上げます案件でございます。議案といたしまして、「平成30年度 組合一般会計歳入歳出決算の認定」が1件「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更」が1件、「会計年度任用職員制度創設」に係る関係条例の一部改正が3件、「人事院勧告」による組合給与条例の一部改正が1件、最後に、「令和元年 一般会計 補正予算」1件と、計7議案を、ご提案申し上げます。なお、議案の説明および答弁でございますが、内容によりましては本議会へ出席致しております職員によりさせますので、ご理解ご了承の程お願い申し上げます。議会におかれましては、上程いたしております議案につきまして、慎重なご審議を賜り、原案通りご了承賜りますようお願い申し上げます。召集のご挨拶とさせていただきます。

議長 日程第5、これより一般質問を行います。15番 濱崎議員、5番 吉田議員より通告があつておりますので、質問を許します。はじめに、15番 濱崎議員お願いします。

濱崎議員 おはようございます。濱崎です。議事録、会議録の保管について御質問をいたします。先の議会で広域行政事務組合の議事録の保管状況についてお伺いし、改善の要望をいたしましたところでございますが、その後衛生関係につきましては玉名の衛生組合の一部組合発足の時からの議事録を整備いただきました。消防関係につきましては組合設立当初からの庁舎建設の過程につきまして資料を収集され、記録者として整備をいただきました。前田代表理事指示の

もと、執行部におかれましては大変御苦勞でございました。これで一部事務組合、長洲、岱明清掃組合をはじめとして今日の広域事務組合の記録が整い、後世にこの歴史を残し示すことができることになり、責任の一端を果たせたことに対し感謝を申し上げます。記録の散逸を防ぐために提案いたしました、収集のために倉庫を探されたり、廃棄の危険を防ぐことができたのも大変ご努力の賜物と住民に代わり感謝申します。残る清掃関係につきましても整備を促しておきます。

ところで、こうした議事録や記録をそれぞれの事業所で保管されるのではなく、今後、広域事務組合に一括保管してはどうか提案いたします。諸問題があろうと思慮されますが、検討されてはいかがか伺います。代表理事、どうぞよろしくお願いいたします。

松野総務課長 議長。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 総務課長の松野でございます。よろしくお願ひ申し上げます。濱崎議員の有明広域行政事務組合の議事録の保管についての御質問にお答えいたします。先の第1衛生センターリニューアル建設工事に伴い、工期延長という結果を招きましたことにつきまして、前回、濱崎議員の一般質問におきまして議事録、図面等の重要書類の保管につきまして御指摘をいただいたところでございます。このことにつきまして濱崎議員をはじめ組合議員各位には大変御心配をおかけいたしました。そのことを踏まえ、代表理事より御指導をいただき、現在、事務局局部局において議事録など重要書類の作成、整備及び旧組合の長洲町、岱明町清掃組合、菊水ほか2カ町清掃組合、玉名郡衛生施設組合の議事録及び図面等の一括管理、保管につきまして業務管理課を中心に整備を進めている状況でございます。議員提案の事務局だけではなく消防を含む一括管理をしてはどうかという御質問でございますが、議員御存じのとおり、有明広域行政事務組合は平成6年に先ほど申しました3つの旧組合と旧有明消防組合の4組合が合併し、複合一部事務組合として設立され、組織の体系といたしましては事務局局部局及び消防部局での行政運営を行っているところでございます。その理由といたしましては、事務局局部局の執行長は代表理事もしくは担当理事であるのに対し、消防部局は消防組織法により消防本部の事務の統括及び消防職員の指揮監督を消防長に委任されております。そのことを踏まえ、事務局及び事務の効率化を図るため消防の業務を固有事務として所管しているのが現状でございますが、今後におきましては事務所の所在地も離れており今すぐにはいきませんが、少しずつ進め、分かりやすく開かれた行政運営を目指していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

杉本消防次長 はい、議長。

議長 はい、杉本消防次長。

杉本消防次長 消防本部次長兼総務課長の杉本です。この度、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設及び長洲分署庁舎建設にあたり、平成22年からの議事録並びに平成22年以前の議事録において内容をまとめて保管するように御指摘、御指導いただきました。今後は重要な建設事業等は適切に議事録等を保管し後世に残して参りたいと思います。

濱崎議員の一般質問にお答えいたします。先ほど事務局松野総務課長の答弁でありましたとおり、消防部局と事務局は連携を密にして重要書類等につきましても管理、運営していく所存でございます。これからも御指導のほどよろしくお願いいたします。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 ただいまの答弁いただきました。現在は、この旧玉名・旧岱明町役場庁舎を使っての広域行政事務組合というようなことですが、今後、消防の庁舎もできておりますし、施設の例からしましても最終的には広域事務組合も消防の庁舎の中に合併するであろうと思慮されるわけですが、そうしたときには、一つの文書かなというような統一した文書の管理と言いますか、そういったものを検討されるということも将来的にはお考えいただければいかがでしょうかと思います。今の段階では幸いにしてこの旧岱明町役場庁舎を利用させていただいておることとありますが、やっぱり有明広域というような行政事務組合ということであれば、事務所も消防も一緒になって一カ所でそういった文書の管理あたりもされることを将来的に望んでいきたいと思えます。また消防長洲分署移転に関しましては決定から何年も時を経ていまして、事務局におかれましては経過を収集記録するにあたり当時の担当者退職などで大変御苦労であったらとお察しします。されど今一つ、現在予定されております計画地におかれましては、なぜ国道501号線を挟んで南から北への移転だったのかと、後世の人には理解しにくいところが残るであろうと懸念するところでもあります。事務局におかれましてはメモ書き程度のものをまとめてもらいましたが、公文書管理法による行政文書の管理に関するガイドラインでも示されているとおり、意思決定の過程についてまだ十分に記録されているとは言えません。そこで幸いにもここに当時から理事を務めておられる一番関係深い長洲町長中逸理事になぜ現在地を移転しようとする案が出たのか、記憶にある部分だけでもお答えいただきたいと伺います。平成20年2月8日、理事会により消防施設見直し案が作成されております。なぜ現在地では不適格ということになったのか、不都合だとして移転するような方向になったのか御答弁を伺います。

中逸町長 議長。

議長 はい、中逸町長。

中逸町長 濱崎議員にお答えします。この決まった経緯というのはやはり消防の中の会議で決まったものであるとともに、やはり玉名署の本署はどこに決まるかということやはり一番要であって、そこが決まらなかったのではなかなか当初501のところと現在決まったところのやっぱり比較なんかもあったんじゃないかなと考えております。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 平成20年の2月8日に理事会のもとに、いわゆる事務方じゃなくて理事会の求めによって消防施設の見直し案、いわゆる移転というようなことが決まったと、そういう案が作成されたということとありますので、今の長洲分署のでは不適地だと。いわゆる場所を変えよ

うというのはどうして決まったのかというのを記録しておいて欲しいと思うんです。その点いかがでしょうか。

村上建設室長 はい、議長。

議長 はい、村上審議員。

村上建設室長 消防本部建設室室長をしております村上と言います。ただいまの濱崎議員のご質問にお答えいたします。消防施設の配置見直し計画につきましては、これは自治体の求めにということで、平成22年に消防のほうで配置見直し計画について策定をいたしまして、それに基づいて第1期計画ということで荒尾消防署の建設と、それと消防本部・玉名消防署の統合庁舎の建設と合わせて長洲分署の建設ということで3カ所を22年に同時に用地の候補地の選定に入っております。その中で、当時は消防本部・玉名消防署の位置が現玉名消防署の東側拡張ということで話が挙がっておりました。で、それが最終的に現在建設を進めております玉名市築地309の1に建設が決まったことによって長洲分署庁舎建設につきましても消防本部内で候補地を約10カ所ほど選定をいたしまして、その中で現在地の建て替えも含めたところで最終的に協議して今の建設予定地を候補地として庁舎等建設候補地検討委員会及び分科会のほうに提案をさせていただいて、最終的に理事会のほうに御報告を申し上げて決定いただいたという次第でございます。以上です。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 そのことは2年後、平成22年に行われておるんですね、一番当初は20年、その前20年の2月8日に理事の求めにより建設の関係が取沙汰されておるんですね、そういう資料が作成されたという記録になっておる。ですから、この20年2月8日の理事会の求めによって消防施設の見直し案がなされたときのことをお尋ねしたいんですけど。なかなか、二日に渡ってお尋ねしましたが、何か御都合が悪いのかなと思いますけど。またこの点は折り合うごとにお尋ねしていきたいと思います。

もう一つ、長洲分署移転が決定され候補地が何カ所か検討されたことは記録や記憶を交えて理解いたしました。その中に国道501号線沿いのクボタ農機西側が候補地ナンバーワンとなり、当時の宮本哲太郎議員は関係者が交渉の結果、地主の内諾し、その後宮本議員も地主との関係を良好に保たれ、当時の松井議長いわゆる第3分科会の会長か安藤建設委員長へ報告がなされたと聞きます。平成22年10月20日、第3分科会で選定がされ、そして平成23年1月24日、安藤建設委員長へ報告。これは杉本次長議事録によるところです。この記録はありません。ところが数年経った最近になって突然候補地がナフコ前と事務局案が示されました。宮本議員も寝耳に水、どういう情報がなされてこうなったのか、ナフコ前の候補地がどういう発端で出て来たのか記録や記憶を尋ねても分かりません。地主からの申し入れなどがあったのかどうか、公文書管理法による意思決定の過程について中逸理事、御存じならば御答弁いただきたくお伺いいたします。

中逸町長 議長。

議長 はい、中逸理事。

中逸町長 私も平成20年のことはまるっきり分かっておりません。で、いろんな分科会でそういうのは決められたとっております。以上です。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 22年の10月20日に第3分科会の会長、松井議長から候補地の選定がなされており決定がなされ、そして安藤建設委員長へ報告がなされ、23年1月24日、報告がなされたということです。ということは第3分科会にも決定事項としては、クボタ農機具の西側ということで決定がなされておった。それが7年ぐらい経ってから突然ナフコ前ということに事務局案として出て来た。この過程がですね、分かんのです。中逸理事、御存じならばお示しいただきたいと思います。

議長 はい、中逸理事。

中逸町長 そのへんの経緯ちゅうのは私も存じておりませんが、やはり消防本部と玉名署の位置がやっぱり決まらなないと全体的な消防の計画をする中で課程こなくちゃならないと考えております。これ、今の考えでございます。そういう中でやはり南関分署、荒尾署、玉名署、こういう長洲分署、こういうのを含めたかたちの中でのやはり再検討が必要じゃなかったんではないかなと考えております。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 失礼だと思いましたが、長洲町の当時の田端総務課長、これが農機具の西側ということが決まったあとで消防のほうに来ていろいろ調査をしております、そのあとにナフコそばということが決定されて、事務局案として出て来たわけです。ですから、長洲の総務課長が動くということになりますと、広域事務の指示じゃなくて長洲の町長の指示かなと思ったものですからお尋ねいたしました。御記憶がないということであれば、これ以上お尋ねすることもありません。終わります。

議長 以上で濱崎議員の質問は終わりました。次に5番 吉田議員の質問を許します。

吉田議員 はい。おはようございます。玉名市選出の吉田憲司です。どこの市や町でも12月議会が終わってほっとされていると思いますが、一年締めの方の広域の議会です。よろしくお願ひいたします。さて、今年の赤ちゃんの出生数が初めて90万人を割り込み、86万人となる見通しとなりました。このことで国が推定している人口減少のスピードが想定よりも2年早く進行しているそうです。現在の有明広域2市4町の人口の合計は15万9,000人です。20年後の2040年には11万7,000人と推定されています。ということは、この2市4町から4万2,000人がいなくなるということになります。例えて言うなら、ちょうど今の2市4町の4町分の人口が減少するという計算になります。しかもそれが想定よりも2年も早く、18年後にはそのような人口減少社会が訪れるという現実です。この少子高齢化は各市町村の財政を圧迫しています。玉名市の12月議会でも来年度の予算編成の方針について数名の議員から一般質問がありました。市のホームページにもアップされていますが合併特例債も

なくなり、また合併算定替も来年度で終了。地方債については償還よりも借り入れのほうが大きくなる状態となり、大幅な財源不足が見込まれています。これらのことを踏まえ、政府は新たな行政単位である県域を位置付ける方針を示しています。例えば、公共施設の相互利用などが挙げられます。このような中、構成市町の負担金で賄われている有明広域においても将来的には厳しい状況となることが想定をされます。言うまでもなく、各地方公共団体は事業を更に精査し予算にメリハリを付け、地域住民のニーズに応えていかなければならないと思います。では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新統合庁舎の消防力及び出場体制についてであります。先日夜、ジョギングをしておりました。和水の荒木議員に負けんごつですね、ジョギングをしておりました。ちょうど玉名中央病院の前を通りましたら救急車が2台止まっておりました。で、さらにもう1台中央病院に向かっておりました。よく3台いっぺんに受け入れられたなあと思っておりましたが、よく考えてみると、ということは今消防車が3台出場できないということが状態であると思えました。ちなみにその救急車は菊水の救急車、西玉名の救急車3台来た。ちょっと前置きが長くなりましたが、11月25日、新統合庁舎の安全祈願祭が行われ建設がスタートしました。しかし、未だに今の玉名消防署がなくなることを知らない地域の住民の方がおられます。私からすると東京都の小池都知事ではありませんが、私的には合意なき決定と言わざるを得ません。しかし、事業を前に進めなければいけません。そこでお尋ねをします。新玉名消防署の消防力は単純に考えると今の玉名消防署と西庁舎の足し算となるのでしょうか。最低人員は12名と3名で15名。最低人員というのは一年365日、24時間、いかなるときもその人員を割ってはいけない最低の勤務人員のことです。そして、車両が救急車2台、タンク車2台、それに指揮車、ポンプ車、救助工作車、はしご車、ボート等を積載する積載車などが考えられます。要するに15名で9台を運用するという想定でよろしいでしょうか。合わせて本部と玉名署が一緒になっても組織上は違うと思うので、玉名署の日勤者、いわゆる通常は現場へ出場しない事務専属の職員の数に従来どおり変わらないのかお伺いをいたします。

田尻消防次長 議長。

議長 はい、田尻消防次長。

田尻消防次長 お疲れさまです。消防本部の田尻です。よろしくお願ひいたします。吉田議員の一般質問にお答えいたします。新統合庁舎の消防力及び出動体制についてでございますが、まず、最低人員につきましては議員の質問内容のと通りの計画となる予定で現在も進めているところであります。が、車両につきましては出動体制を含めた最低人員で運用可能な台数を算定し、車両運用を行うこととしております。さらに事務専属の職員数につきましては統合庁舎建設事業の効果として職員の集約化を掲げているところであり、消防本部と消防署は組織上は違うところもありますが、集約可能な職域は集約することにより各種災害の対応強化及び事務の効率化を図ることにより更なる高度な住民サービスの提供を目指しております。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい。答弁をいただきました。最低人員は15名をとというお話でした。それから車両にあってはですね、やはり増えることはあっても減ることはないのかなというふうに思っています。現在もですね、厳しい最低人員の中、災害の種別で乗り換え運用をしています。乗り換え運用というのは、この災害のときにはこの車でという運用です。例えば火災のときに救急隊は救急車ではなくポンプ車で出場します。これが乗り換え運用です。なので救急車は署にポンツンと残ったままなんです、場所はともかく2カ所の人員が一塊になるというのは乗り換え運用ではありますが、各種災害にですね、対応するバリエーションが増えるという意味では私はプラスかなというふうに思います。では、その想定される消防力での出場体制及び出場範囲についてお伺いします。出場指令はすべてGPSで一番近い車両が選定をされます。なので玉名市だとか荒尾市だとかというのはまったく関係ありません。そこでお尋ねです。建物火災の場合、新庁舎の玉名消防署から半径どのあたりまでが全車出場すると想定されるのでしょうか。お伺いします。合わせて病院から病院へのいわゆる転院搬送があります。有明消防では全救急件数のだいたい10%がこの転院搬送です。また、その多くが玉名中央病院からとなつてると思いますが、これは未知数です。統合庁舎となり現在の玉名消防署がなくなることで県北病院からの転院搬送は通常各署に待機していた場合、どこの署に第1出場の指令が行くのか、この点2点をお伺いいたします。

田尻消防次長 議長。

議長 はい、田尻消防次長。

田尻消防次長 吉田議員の一般質問にお答えします。想定される消防力での出動体制及び出動範囲についてでございますが、まず出場体制につきましては議員質問の内容のとおり管轄区域の区切りはなく、災害指令に対して直近の消防隊、救急隊に出動指令がかかることが原則であり、災害に対応する隊、人員についてこれまでと変更があるものではありません。また、出動範囲につきましては具体的な範囲については道路状況及び交通状況により出動距離も変動することから直線距離での回答はできませんが、庁舎位置が変わることによりその範囲も今までの範囲の起点が変わる範囲と想定されるものであります。なお、今後とも消防力の整備指針に基づく適切な消防力を維持し、住民の安心安全な暮らしの確保に努める所存であります。

次に、県北病院からの転院搬送につきましては、和水・菊水分署もしくは玉名消防署からの出動が見込まれます。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。多分ですね、これは推測です。新しい玉名消防署になったならば荒尾市の金山地区、府本地区、それから長洲の宮野地区、このへんまで多分全車出動になるんじゃないかなというふうに思います。これ何回もお話をしましたが、地図を見ながらですね、話せば分かるんですが、もともと荒尾消防署の北側は大牟田市になります。西側

は有明海になります。ここは出場しなくていい範囲です。しかし玉名消防署は今でも荒尾市、長洲町、玉東町、和水町、南関町、360度全方位に出場しなければなりません。また、築地に建つということは、荒尾市や長洲町のほうに近寄ってきたということになります。極端ですが、簡単に言うと玉名消防署の出場範囲がますます広くなり、荒尾消防署は逆に出場範囲が狭くなるということになると思います。なので、これを私が言うことではありませんが、今度の新しい統合庁舎にはもっと増員をしてですね、戦力をアップしてもいいのかなというふうに思います。

では三つ目の質問です。ワークステーション構想についてであります。ワークステーションとは救急車を消防署ではなく医療機関に待機させ、ドクターを乗せ出場し、現場へすばやい医療介入ができたり、日常的にドクター・ナースのいる医療機関で研修や処置の補助等ができるという仕組みのことです。しかし、先ほども述べましたとおり救急隊は救急業務だけではなく火災等の災害時には乗り換え運用をしています。さらには署で行うほかの隊との連携訓練や様々な事務作業もできなくなることが想定をされます。有明のような分署がたくさんある中小の消防本部では消防力が分散をしています。せっかく統合した意味が薄れてくると私は思います。なので、実際に救急ワークステーションを実施しているところは救急業務専属の大きな消防本部が多いのではないのでしょうか。そこでお尋ねします。統合庁舎と県北病院はともに2年後同じところにオープンします。そこでのワークステーションを考えておられるのか。また、実施するのであればどのような内容で行われるのかお尋ねをします。

田尻消防次長 議長。

議長 はい、田尻消防次長。

田尻消防次長 吉田議員の一般質問にお答えいたします。救急ワークステーション構想についてでございますが、救急ワークステーションの目的につきましては議員の質問内容のとおりとなり、現在は救急救命署の生涯教育としまして勤務調整をしながら病院実習を実施しておりますが、勤務時間中に病院実習できることもメリットになるかと思えます。なお、救急ワークステーションの体制としましては曜日並びに時間を限定した派遣型、または救急隊及び救急車が24時間待機する常駐型がありますが、常駐型になりますとワークステーション設置の費用や維持費、並びに医師の確保等の課題があり、加えて熊本県内の消防本部をはじめ全国的にも派遣型が多数を占めている現状にあります。そうした中、当消防本部の体制につきましても現在推進中の消防施設配置見直し計画が人員を集約した上で人員及び車両の有効活用を手腕としている観点から、派遣型を考えている次第であります。また、具体的な執行体制等につきましては十分検討するとともに、今後玉名市並びに県北病院との協議の場を設け、しっかりと準備を進めて参りたいと思っております。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。私はですね、様々な災害への対応、同じ職員同士のコミュニケーション、それから煩雑な事務処理等を考えると戦力は、やっぱ消防力はかためて

おいたほうが地域住民にとってはプラスなのかなというふうに思います。先ほどありました派遣型で、出動体制についてはこれから考えるという御答弁でした。オープンまであと2年もあります。逆に言うと2年しかありません。いろいろ物差しは違うと思いますが、いろいろな角度からですね、検討をしていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。二つ目は廃棄物の処理についてお伺いをします。その中でまず大規模災害時の災害ゴミについてお伺いをします。今年もまた昨年の西日本豪雨を越えるような大規模災害が発生してしまいました。8月には佐賀県を中心とした豪雨と油流出。東日本では台風15号と19号により1都13県に大きな被害をもたらしました。いずれも1時間雨量が100ミリ前後、最大瞬間風速は40メートルを超え、河川の決壊は52の河川にのぼり、川の水が溢れる越水は200の河川に及びました。また、死者は100名を超え、1カ月以上断水や停電が続きました。国は災害救助法を1都13県に適用し、これは東日本大震災を越えて過去最大となりました。このような中、身を挺して救助や災害活動に従事された警察、消防、自衛隊、海上保安庁などの皆様、さらには復旧活動に尽力されたボランティアの皆様にも感謝を申し上げたいと思います。さて、これらの災害で出た災害ゴミは昨年の西日本豪雨のものですらまだ完全に処理できていないそうです。そして今回の災害ゴミはまだまだ被災地の公園や空き地に山積みになっており、この処理には3年から4年かかると言われています。このような災害が常態化しており、私たちも備えを急がなくてはなりません。そこで仮置場、また有明広域以外の処理施設との連携・協定等があればお伺いをいたします。

栗原業務管理課長 議長。

議長 はい、栗原業務管理課長。

栗原業務管理課長 おはようございます。業務管理課長の栗原でございます。吉田議員の御質問にお答えいたします。質問事項の廃棄物の処理について、大規模災害時の災害ゴミについて仮置場、有明広域以外の処理施設との連携や協定等について、この2点についての御質問でございます。まず1点目の仮置場についてでございますが、現在、市町村は災害廃棄物処理計画の策定を進めております。その計画の中に仮置場を選定し、当該計画に位置付けする必要があるわけでございますが、仮置場の選定に限らず災害廃棄物処理におきましては環境省の定める災害廃棄物対策指針によると、市町村は災害廃棄物処理計画を策定するにあたり、地域防災計画と整合性を取り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため策定するとされております。すなわち、仮置場に限らず災害廃棄物処理に関しては市町村が定めるものであることから、組合で仮置場等の選定は基本的にはできないと考えております。よって仮置場については、現在構成市町において独自に災害廃棄物処理計画に落とし込みがなされていると考えておりますので、組合として仮置場の選定は行っておりません。

2点目の有明広域以外の処理施設との連携や協定等につきましては、平成28年の熊本地震を例とするならば、組合と益城クリーンセンター、並びに熊本市と委託契約書を取り交わして、益城クリーンセンター並びに熊本市の一般家庭から出される可燃ゴミを組合両施設にて適正処理をしたところでございます。当時、熊本地震により甚大な被害を受けた益城クリーンセン

ター熊本市東部環境工場では、機器が故障し可動停止を余儀なくされたことによりまして、組合としては協定というかたちではなく益城クリーンセンター並びに熊本市と委託契約書を取り交わして県内ではいち早く両施設の一般家庭から出される可燃ゴミを受け入れたところでございます。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。今、課長の答弁にもありました熊本地震のときに益城、それから熊本市の災害ゴミを受け入れたというお話がありました。明文化しなくてもそういうことをですね、やっぱり想定をしておかなければいけないというふうに思います。受け入れることもあればこちらからお願いすることもあるということをやっぴりこう、頭の中に入れておかなければならないのかなと思います。

では、最後にゴミ袋についてお尋ねをします。来年からですね、マクドナルドとかスターバックスはストローとかトレーをですね、プラスチックから紙に変更されます。また来年の4月からはレジ袋が有料化をされます。これはプラスチックごみを削減するという政府の取り組みの一環だそうです。しかしこれには対象外もあります。それはレジ袋でも植物性由来のバイオマスプラスチックの配合率が25%以上のものは有料化の対象外となります。このような地球温暖化対策や地球環境に優しい流れは世界各国の共通の認識となっています。11月下旬には気候変動や海洋プラスチックごみについて、日・中・韓の環境大臣会合が北九州で行われました。また、先日までスペインでは地球温暖化対策を話し合う国連の会議COP25が開催をされました。もちろんこの二つの会議には小泉進次郎環境大臣が出席をされ、メッセージを発信されましたが、日本の取り組みは不十分だと世界からは非難を浴びています。また、熊本県の12月議会で蒲島知事は県内のCO2の実質排出量を2050年までにゼロにすると表明をされ、県民総ぐるみで力を合わせる事が不可欠であると答弁をされました。そこで質問します。各構成市町のゴミ袋の素材について環境に配慮したものがあるのかお伺いをいたします。

栗原業務管理課長 議員。

議長 はい、栗原業務管理課長。

栗原業務管理課長 業務管理課長の栗原でございます。吉田議員の御質問にお答えいたします。各構成市町のゴミ袋の素材について環境に配慮したものがあるのかという御質問でございます。はじめに、有明管内の状況でございますが、東部環境センターに現在搬入されている玉名市、玉東町においては直鎖状低密度ポリエチレン。次にクリーンパークファイブに搬入されている旧岱明町においては直鎖状低密度ポリエチレン。また、南関町、長洲町、和水町においては低密度ポリエチレンがゴミ袋として使われております。はじめに、直鎖状ポリエチレンについての効果についてですが、東部環境センターは議員も御承知のとおり最終処分場を有するストーカ方式による処理を行っております関係で焼却灰が発生いたします。しかし、この袋を使うことによりダイオキシンや一酸化炭素の発生抑制、重金属の溶出抑制、及び排ガス中の窒素酸化物の低減効果が期待されます。次に、低密度ポリエチレンの効果についてでございますが、

直鎖状低密度ポリエチレンと同様にダイオキシンや一酸化炭素の発生抑制が期待できます。クリーンパークファイブは東部環境センターとは違い流動床ガス化溶解方式により処理を行っており、焼却灰が発生いたしません。以上のように現有施設の性能に合ったゴミ袋が現在使用されております。また、熊本県内の状況でございますが、山鹿市、天草市は低密度ポリエチレン。八代市においては玉名市と同じく直鎖状低密度ポリエチレンが使用されております。そして、特殊ではございますがバイオマスポリエチレンという植物由来の資源が活用されたゴミ袋も全国的に見ると京都市、三鷹市、北九州市など一部使われております。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁いただきました。ありがとうございます。ちょっと専門用語がいっぱい出てきたんで分かりませんが。そのポリエチレンですね、これ通告してませんので、ちょっとあれなんですけど、ポリエチレンはこれ、油からできてるんですか。低密度ポリエチレン、植物性由来ではないのか、それにちょっと通告しておりませんが、お聞かせ願いたいと思います。

議長 はい、栗原業務管理課長。

栗原業務管理課長 吉田議員の御質問にお答えします。こちらについては植物性由来でないということで、詳しくは、深くは掘り下げて調べておりませんが、あとでまた吉田議員のほうに御報告申し上げたいと思います。以上でございます。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁いただきました。先ほど植物性由来、山鹿市がされていると、それから京都、それから三鷹がされてるということでした。やっぱこういう環境に配慮する業務を担ってる有明広域としてはですね、そういうなんかイニシアティブを取って環境に配慮をしたですね、そういう素材をですね、こう促す取り組みをしてはどうかと思います、その点いかがでしょうか。

栗原業務管理課長 議長。

議長 はい、栗原業務管理課長。

栗原業務管理課長 吉田議員の御質問にお答えいたします。ごみ処理、3R、エコなど環境に関する業務を行う有明広域がイニシアティブを発揮して環境に配慮した素材へと促してみてもどうかという御質問でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、各構成市町において現在両施設に搬入されておりますゴミ袋につきましては直鎖状低密度ポリエチレン、それと低密度ポリエチレンが使用され、環境に配慮した素材が使用されております。そのことにより管内周辺地域への環境負荷を最小限に抑制されていると組合としても大変感謝してるところでございます。このように組合と構成市町においては収集・処理とそれぞれの立場・役割において連携を図り、あらたま地域の環境負荷の軽減に現在も努めているところでございます。吉田議員におかれましては組合が行っている環境行政に対しまして、今後におきましても御理解と御協力のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。ありがとうございます。最初にも述べましたが、大規模災害の要因は地球温暖化が原因と言われています。そこでいろいろなところでいろいろな取り組みが行われています。神奈川県鎌倉市ではプラごみゼロ宣言をされ、市役所や市内の自動販売機ではペットボトルの商品が売られていないそうです。千葉県野田市は毎年一世帯あたりに120枚までごみは無料で配布をされています。しかし、使い切れれば1枚170円で購入しなければなりません。これによってごみは30%削減できたそうです。また、北海道えりも町はゴミ袋1枚200円、東京都調布市は84円、府中市は80円だそうです。高くなればなるほどごみは減るそうです。また、ご当地長洲町でも食べきり、水きり、使いきりの徹底した3きり運動でごみの減量化に成功され、有明広域の負担金を約1,000万円削減されました。先ほども述べましたが蒲島知事がCO2排出ゼロ宣言を表明されました。熊本県の中でもこの有明広域が、この地域が、環境の先進地となれるよう各市、各町におかれましてはゴミ袋の環境に配慮した素材等へ検討されることをお願いいたします。それでは最後にスウェーデンの女子高校生、環境活動家でもあるグレタさんの国連での演説の一部を代読して一般質問を終わりたいと思います。「人々は苦しんでいます。生態系全体が崩壊しています。私たちはまさに大量絶滅の始まりに差し掛かっているのです。そしてあなたたちが語り合うのはお金や途絶えることのない経済成長のおとぎ話だけ。よくそんなことが言えますね。私たちを失望させています。若者たちはその裏切りに気づき始めています。未来の世代の目はすべてあなたたちに向けられているのです。私たちは決してあなたたちを許しません。世界は目を覚まし始めています。変化も訪れています。たとえあなたたちが気に入ろうとなかろうと。」終わります。

議長 以上で吉田議員の質問は終わりました。これをもちまして一般質問を終わります。議事の都合により暫時休憩をいたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第15号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。はい、二階堂会計管理者。

二階堂会計管理者 おはようございます。会計管理者の二階堂でございます。よろしくお願いたします。議案書の1ページをお願いいたします。議案第16号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものとする。令和元年12月26日提出、代表理事 前田移津行。

別紙添付の一般会計歳入歳出決算書の5ページをお願いいたします。歳入総額53億5,058万3,779円、歳出総額47億5,823万6,682円、歳入歳出差引残額5億9,

234万7,097円でございます。次ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項、決算事項別明細書等につきましては12月3日火曜日の決算勉強会で事前に御説明申し上げておりでございますので、説明を省略させていただきます。以上でございます。

議長 続きまして監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

近藤監査委員 はい、議長。

議長 近藤監査委員。

近藤監査委員 監査委員の近藤でございます。平成30年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の審査につきまして意見を申し述べさせていただきます。審査に付されました平成30年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書につきましては、それぞれ地方自治法施行令第166条、同法施行規則第16条に準拠して調整され、関係諸帳簿、証拠書類と計数は符合しいずれも適正に表示されているものと認めました。以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論。はい、吉田議員。

吉田議員 異議ありません。

議長 そうですか。質疑なしと認めます。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第15号、平成30年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり認定いたしました。

日程第7、議案第16号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 お疲れさまです。事務局長の中嶋と申します。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の2ページをお開きください。議案第16号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和元年12月26日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第2第3条第1号に関する事務の項中「天草広域連合」の次に「、熊本県後期高齢者医療広域連合」を加える。

附則といたしまして、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由であるというものでございます。以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第16号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第17号 有明広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。及び日程第9、議案第18号 有明広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。並びに日程第10、議案第19号 有明広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定については同種の議案であります。よって一括議題としたいと存じますが御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。議案第17号、有明広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定するものとする。令和元年12月26日提出。有明広域行政事務組合代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定、並びに地方公務員法第24条第5項の規定により、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し条例を制定するものであるというものでございます。この条例は地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度の創設に伴い、給料、通勤手当、期末手当、及び費用弁償について必要な事項を定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。国の会計年度任用職員制度の創設の背景といたしまして、現在様々な自治体におきまして臨時的任用職員や非常勤職員の労働条件などが共通して定められている事項が少なく、各自自治体により取り扱いが大きく異なっております。そこで制度的な均衡を図り、同一労働、同一賃金の視点から会計年度任用職員制度

の創設がなされております。なお、本制度移行による影響につきましては、通勤手当及び期末手当の支給が義務付けられております。有明広域管内の2市4町におきましては、会計年度任用職員制度を運用するにあたり本年の5月より給与担当者において勉強会を幾度も開催し、会計年度任用職員制度の基本事項である給与表、通勤手当、期末手当などについては管内統一を図ったところでございます。また、有明広域管内の条例の制定の状況でございますが、すでに2市4町の議会におきまして御承認をされておるところでございます。

続きまして議案書の13ページをお願いいたします。議案第18号、有明広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のとおり制定するものとする。令和元年12月26日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度の主旨に鑑み、本条例の整備を図るものであるというものでございます。本条例の制定につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めて採用された職員の給与に関して必要な事項を定めるものでございます。今回、会計年度任用職員制度の創設に伴い、組合といたしましては職員の新規採用や内部育成を基本としながらも、内部育成だけでは得られない優位な外部の人材を活用していく必要があるとの観点から本条例を制定するものでございます。具体的に任期付職員の給与等につきましては、基本的に会計年度任用職員との均衡を考慮する必要があると考えております。期末手当につきましても同様と考えております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。議案第19号、有明広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和元年12月26日提出。有明広域行政事務組合代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、地方公務員法、地方自治法及び関係法令の一部が改正されたことなどにより、組合関係条例の整備を図るものであるというものでございます。改正の主な内容でございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、会計年度任用職員制度が創設されたことにより地方自治法、及び地方公務員法に会計年度任用職員に係わる情報が増設及び改正をされております。また、そのほかの法律におきましても改正が行われておりますので、合わせて組合関係条例において所要の整備を図るものでございます。今回の一部改正を行う条例につきましては、まず第1条の組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、これにつきましては会計年度任用職員制度が創設され、地方公務員法第22条の2が追加されたことにより条例の整備を図るものでございます。次に第2条、組合議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、本条例において条ずれが確認されたため整備を行うものでございます。第3条の組合職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正は、第1条と同じく会計年度任用職員制度が創設され、地方公務員法第22条の2が追加されたこ

とにより条例の整備を図るものでございます。第4条、組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正につきましては、前条と同じく会計年度任用職員制度が創設され地方公務員法第22条の2が追加されたことにより条例の整備を図るものでございます。第5条、組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業法の改正により組合条例の所要の整備を図るものでございます。第6条、組合職員の、失礼しました。組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員制度が創設されたことにより前各条と同じく地方自治法第203条の2において1項が追加されたこと、また地方公務員法第22条の2が追加されたことにより条例の整備を図るものでございます。第7条につきましては組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正で、主な改正の内容でございますが、事務局及び消防におきまして実情に合わせた体制を行ったものでございます。第8条では組合職員の旅費に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員制度が創設され、地方公務員法第22条の2が追加されたことにより条例の整備を図るものでございます。第9条の組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、これにつきましても会計年度任用職員制度が創設され、地方公務員法第22条の2が追加されたことにより条例の整備を図るものでございます。以上、九つの条例につきまして一部改正を行うものでございます。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第17号及び18号、並びに19号の3議案につきまして御提案を申し上げました。御承認のほどよろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案3案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい。吉田憲司です。本来であればこのようなことは本会議でお尋ねをするようなことではないと思いますが、市町村議会では各委員会の中で条例等の制定及び改定等が行政側から議会へ提案、並びに説明を受け議論されると思います。しかし、広域の議会には議論をする場がありませんので本会議でのお尋ねをお許しいただきたいというふうに思います。ただいま説明のありました議案書22ページをお願いします。私の記憶が正しければ、この手当の改定は、消防の手当の改定は20年ぶりぐらいだと思います。22ページの一番下ですが、新たに救急救命士の手当が新設をされています。当然、救急救命士は点滴、いわゆる輸液もできます。また、傷病者の口から管を入れる気管挿管もできます。今回の改正点では1当務につき400円とありますが、これは1回につき400円ではないでしょうか。救急救命士はいろいろな署・分署に配属をされていますが、1当務5、6回出場する救急救命士もいれば1回しか出場しない救急救命士もいます。私はアンバランスなような気がします。県内の他の消防本部も1当務ではなく1回でいくらというところが多いような気がします、その点についてお伺いをいたします。

村上審議員 はい、議長。

議長 はい、村上審議員。

村上審議員 消防本部の総務課の村上でございます。おはようございます。よろしくお願いたします。吉田議員の質疑にお答えいたします。質問の中におきましては、今回の改正案の中におきまして、質疑の内容のとおり救急救命士手当を新たに創設させていただきましたが、その中で1当務か1回かということにつきましては県内の各消防本部も、こちらのほうでも確認しましたところ、確かに1回のほうが出動1回につき支給というのが多くございます。同規模消防本部におきましても比較しても具体的には、例えば救急出動の3名で出動する場合に救急救命士と機関員と隊員、3名いるんですが、その中で救急救命士の支給額を高く設定して支給しているところが多くございます。そういうところはあるんですが、構成市町の厳しい財政状況、そして今後高齢化社会でますます救急出動が、件数が増加傾向にあるということと、救急業務の内容等これから総合的に勘案しまして1当務とさせていただきます。以上でございます。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。財政状況それから件数がこれからまた増えていくんじゃないかなということで、このグラフになったということです。消防本部の中にはいろいろな〇〇検討委員会というようなものがあると思いますが、このように条例改正でと行う場合は当然ですが職員だけでは決めれるものではありません。理事会、そして議会にですね、本会議以外での一定の説明が必要と私は考えます。救急救命士の手当の件は了解をいたしました。これで私の質疑は終わります。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これより提出議案3案件について討論に入ります。議案第17号について討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

次に議案第18号について討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第17号、有明広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決をいたしました。

次に議案第18号、有明広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号、有明広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については原案のとおり可決いたしました。

次に議案第19号、有明広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第20号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の24ページをお開きください。議案第20号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和元年12月26日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、令和元年の人事院勧告に伴い、組合給与条例の整備を図るものであるというものでございます。主な改正の内容でございますが、人事院によりますと本年は民間における賃金の引上げを図る動きを反映して民間給与が国家公務員給与を平均387円、0.09%上回る結果となり、そのため初任給及び若年層について俸給月額が引き上げられております。また、ボーナスについても民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近一年間の支給割合が公務員を上回ったことから、年間4.45月分から4.5月分に引き上げられております。以上、提案理由の御説明を申し上げます。御承認のほどよろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第20号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第21号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の30ページをお願いします。議案第21号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）。平成31年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,554万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億436万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。令和元年12月26日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。今回の補正の主な内容でございますが、衛生施設及び清掃施設建設に伴う交付税の確定による設置市町負担金の補正、及び人件費におきまして職員の人事異動並びに人事院勧告による給与改定の補正。それに、会計年度任用職員制度に伴う組合電算機器の改修に伴う委託料が主な補正でございます。

議案書の31ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入のほうから御説明を申し上げます。

1款 分担金及び負担金 2項 設置市町負担金でございます。補正前の額1億7,800万円に704万6,000円を追加し、予算現計を1億8,504万6,000円といたすものでございます。これは衛生施設及び清掃施設建設に係わる起債償還に伴う交付税の確定によるものでございます。

次に8款 繰越金 1項 繰越金でございます。補正前の額1億998万5,000円に、849万6,000円を追加し、補正後の予算現計を1億1,848万1,000円といたすものでございます。補正の内容でございますが、人事異動及び人事院勧告による人件費の補正、並びに会計年度任用職員制度に伴う電算機改修委託料の補正により繰越金を追加するものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明を申し上げます。歳出予算の説明につきましては、お手元に有明広域行政事務組合一般会計補正予算説明書（第4号）をお配りしてるかと思いますが、補正予算説明書の3ページをお開きください。はじめに2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費でございます。補正前の額8,112万5,000円に132万9,000円を追加し、予算現計を8,245万4,000円といたすものでございます。内訳といたしまして2節 給料41万円の減額、3節 職員手当30万8,000円の減額、4節 共済費15万3,000円の減額で、13節 委託料は220万円、会計年度任用職員制度に伴う電算機器のシステム改修業務委託料でございます。

次に4款 衛生費 3項 清掃費 1目 第1衛生施設管理運営費でございます。補正前の額1億7,471万7,000円に43万円を追加し、予算現計を1億7,514万7,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、2節 給料30万2,000円の減

額、3節 職員手当63万8,000の増額、4節 共済費9万4,000円の増額でございます。

次に、5目の1市3町清掃施設建設費でございます。補正前の額4,000万5,000円に29万9,000円を追加し、予算現計を4,030万4,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、25節 積立金29万9,000円で建設事業に係わる起債償還による交付税の確定に伴う分を積立金に充当するものでございます。

4ページをお願いいたします。次に7目 玉名市玉東町清掃施設建設費でございます。補正前の額1,470万6,000円に6万8,000円を追加し、予算現計を1,477万4,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、19節 負担金補助及び交付金6万8,000円は、山ノ下・黒石線工事負担金の額の確定に伴う補正でございます。

次に8目 衛生施設建設費でございます。補正前の額2,950万9,000円に19万円を追加し、予算現計を2,969万9,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、25節 積立金19万円は建設事業に係わる起債償還による交付税の確定に伴う分を積立金に充当するものでございます。

次に5款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。補正前の額17億9,202万2,000円に673万7,000円を追加し、予算現計を17億9,875万9,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、2節 給料168万2,000円の増額、3節 職員手当424万3,000円の増額、4節 共済費81万2,000円の増額でございます。

次に7款 予備費 1目 予備費でございます。補正前の額1,200万円に648万9,000円を追加し、予算現計を1,848万9,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、清掃施設の建設事業に係わる起債償還による交付税の確定に伴う分を予備費に充当するものでございます。

引き続き、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の33ページをお開きいただきたいと思っております。第2表 債務負担行為補正でございます。事項の上段でございますが、三ノ岳基地局落雷障害復旧業務委託料、期間は令和2年度、限度額は3,190万円でございます。次に、下段の事項といたしまして事務用パソコン賃借料、期間は令和2年度から令和6年度、限度額は1,019万9,000円でございます。以上、議案第21号 組合一般会計補正予算(第4号)につきまして御提案を申し上げます。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第21号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正

予算（第4号）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

日程第13、審査事項の付託についてを議題といたします。（音声ここまで）議会運営委員会から会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出があっております。

お諮りいたします。議会運営委員会からの申出のとおり決することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和元年第4回 有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会（午前11時48分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

江 田 計 司

有明広域行政事務組合議会署名議員

赤 松 英 康

有明広域行政事務組合議会署名議員

杉 村 博 明

以 下 余 白